

2007年12月25日

門真市長 園部一成 殿

日本共産党門真市会議員団

吉松 正憲

亀井 淳

中西みよ子

福田 英彦

井上まり子

## 2007年度門真市予算及び施策に対する要望書

今年、4月介護保険法「改正」で、介護保険料の引き上げ、軽度者のサービス切捨てが、障害者自立支援法で障害者サービスの応益負担が導入され、10月からは障害児の就学以前の療育でさえ応益負担となり新たに給食代の徴収や利用料が引き上げられました。また、6月の医療改悪法にもとづきこの10月からは、療養病床において、部屋代や食事代が新たに徴収、現役世代の窓口負担も2割から3割に引き上げられました、まさに、受益者負担主義・自己責任の掛け声のもとに、社会保障がどんどん切り捨てられ、高齢者・障害者・病人など弱者への福祉が大幅に後退しています。

若い世代においても、定率減税の廃止で増税が、また、若者の3人に1人が非正規雇用でテレビでもワーキングプアと取り上げられるように働いても働いても少しも暮らしがよくなる実態です。

その一方、大企業は相次ぐ法人税減税などでバブル期以上の収益を確保しています。大阪に本社のある大企業の内部留保は、過去最高の33兆円にもものぼっています。これをわずか、0.25%取り崩しただけで1万円の賃上げが可能です。また、大銀行も赤字を翌年以降にくりこせる「繰越欠損金制度」などで過去最高の収益をあげているにもかかわらず、三菱UFJとみずほが2002年から、三井住友は2001年から法人税がゼロとなっています。

ところが、12月1日政府税制調査会が発表した2007年度税制改正では、定率減税の07年全廃による庶民増税は規定路線とし、空前の大もうけをあげる大企業にはさらに減税する内容となっています。

こうした、国の悪政は門真市民にも大きく影響がでています。今年6月、老年者控除の廃止・公的年金の縮小で住民税が約2倍から約7倍にもはねあがり、高齢者からの苦情が市役所に殺到しました。また、それに連動して健康保険料・介護保険料も大幅負担増となり、介護保険料については、保険料通知後、約1000件も苦情が市役所に寄せられました。年金の収入は増えないのに税金や保険料は値上げするばかりで、市民の生活は厳しくなるばかりです。

日本共産党は、市民の福祉・暮らしを守る立場から以下の要望を提出します。市長がこうした市民の切実な要望に十分に応えた的確な予算編成を行うよう求めます。

[ 1 ] 市民の営業とくらしを守るために

- 《1》 消費税の税率アップをしないよう、政府に働きかけること。
- 《2》 市内工業者の経営状況の実態調査を緊急に実施すること。同時に、商業活性化基礎調査にもとづく緊急必要な施策を実施すること。
- 《3》 市内商工業者への不況対策として、小規模工事契約希望登録制度を実施し、工事・備品の発注機会の確保をはかること。
- 《4》 住宅リフォーム助成制度を実施すること。
- 《5》 制度融資や金融安定化融資を利用できない市内業者むけに、不況対策と倒産防止のための緊急特別融資制度をもうけること。
- 《6》 大阪府の制度融資の利用にあたっては、市の融資と同様、保証料と利子を門真市として肩代わり措置を取ること。
- 《7》 市ホームページ等を活用し、市内の商工業に関する情報提供を市内商工業者及び市民に行うこと。
- 《8》 門真市内における大規模小売り店舗の進出については、地元商店、周辺地域にあたる影響調査をおこない地元商業者の営業を圧迫しないようにすること。
- 《9》 市の責務、役割を明確にし、中小企業・中小業者と市民生活に貢献する、仮称「門真市中小商工業振興基本条例」を制定すること。
- 《10》 市内の中・高生の雇用確保に努めるよう地元企業に働きかけること。また、市独自の雇用対策をはかること。
- 《11》 リストラによる失業や仕事がない時の自営業者の生活を支えるため、無保証人で30万円の生活つなぎ資金を創設すること。

[ 2 ] 高齢者・障害者・医療施策と福祉の充実を

- 《1》 国民健康保険制度の改善について
  - < 1 > 国に対して、国庫補助金の復元、収納率による普通調整交付金のペナルティー（削減）の中止、老人保健拠出金など国の不合理な制度の改善を強くもとめること。
  - < 2 > 国民健康保険料の市民負担軽減の為に、少なくとも市独自減免分は一般会計から繰り入れを行うこと。
  - < 3 > 国民の収入が激減している中、市独自の保険料減免を均等割り、平等割にも適用し改善をはかること。
  - < 4 > 国民皆保険制度の趣旨を尊重し、保険料滞納世帯への保険証取り上げをやめ、資格証明書・短期保険証の発行を行わないこと。差し押さえは行わないこと。
  - < 5 > 一部負担金免除を早急に実施すること。
- 《2》 市民の健康を守るために
  - < 1 > 生活保護家庭に対してせめて夜間休日に使えるように「医療証」を発行すること。
  - < 2 > 市民検診の自己負担額は据え置き、前立腺がん検診の実施や胃がん検診にペプシノー

ゲン法を取り入れるなど市民検診を充実すること。

- < 3 > 障害者・1人親など入院給食の自己負担を軽減するための、公費助成を拡充すること。
- < 4 > 現在有料となっている予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ・みずぼうそう）は市民に無料で実施すること。
- < 5 > 保健福祉センターのサービス利用、会議室を土日・祝祭日も利用できるようにすること。

### 《3》 高齢者が安心して暮らせるために

- < 1 > 介護保険の改善・充実に向けて
  - (1) 介護保険料の減免制度をくすのき広域連合に求め、当面は独自減免を実施すること。
  - (2) 入所施設・ショートステイ・デイサービスの食事代を補助すること。
  - (3) 市として高齢者世帯に対し保健師の派遣などきめ細やかな支援を行うこと。
  - (4) 要介護1、要支援1・2と認定された方について介護ベッドや車椅子の福祉用具の取り上げを行わないこと。
- < 2 > 老人入浴サービス事業は利用者の負担をなくすこと。
- < 3 > 紙おむつの支給は在宅だけでなく、入院の場合も支給すること。また実態にそくしていっそう支給枚数を増やすこと。
- < 4 > 65歳以上の高齢者に対し、市が民間バスで利用できるシルバーパスを発行すること。
- < 5 > 府の街角デイハウスをさらに拡充すること。

### 《4》 障害児（者）福祉の充実

- < 1 > 障害者自立支援法の制定による障害者（児）への応益負担（1割）によって、利用抑制にならないよう国の軽減策に加え、市独自の助成制度を創設すること。
- < 2 > くすのき、さつき園の給食費の助成を引き続き行うこと。
- < 3 > 障害者施設、作業所に対して日割りにより減収している運営費の補助を行うこと。
- < 4 > 市としても、障害者のタクシー利用に対する助成措置を行うこと。
- < 5 > 障害者デイサービス、ショートステイの拡充と障害児デイサービス、ショートステイを実施すること。
- < 6 > 障害区分認定は実態にともなった認定調査を行うこと。

## [ 3 ] だれもが安心できる子育てと教育の充実のために

### 《1》 子育て支援策について

- < 1 > 乳幼児医療費公費助成制度について、就学前まで公費助成を拡充すること。
- < 2 > 保育施策の充実について
  - (1) 保育所の民営化は行わないこと。
  - (2) 公立保育園の増改築、公的保育園の増設で保育所待機児童の解消をはかること、とりわけ、0～2才児の定員増をはかること。
  - (3) 次世代育成支援行動計画にもとづき、産休明け保育、病児・病後児保育を実施する

こと。また、一時保育の時間延長など拡充をはかること。

- (4) 公立保育所の大規模改修を計画的に行うこと。
- (5) 保育所に引き続きクーラーを設置すること。
- (6) 公立保育所の補完的役割を果たしている認可外保育所への運営補助金は、引き続き増額すること。
- (7) 認定子ども園の実施にあっては現行の保育水準を後退させないこと。

## 《2》 教育施設・設備の改善について

- < 1 > 小・中学校の耐震診断を早期に実施し、計画的に耐震化をおこなうこと。
- < 2 > 大規模改修の対象とならない学校施設についての建替え計画をたてること。
- < 3 > 小・中学校体育館のフローリングの改修を実態調査に基づき順次計画的に行うこと。
- < 4 > 小・中学校のトイレは国の補助制度も積極的に活用し、計画的に整備すること。
- < 5 > 学校における消耗品費・教材費の増額をはかるとともに、さまざまな保護者負担をなくすこと。
- < 6 > 中学校区単位で、児童館を順次設置すること。
- < 7 > 小学校の学校給食を民間委託しないこと。栄養士を全校に配置すること。
- < 8 > 老朽化した給食棟は、ドライ方式対応の施設へ順次建替えを行うこと。
- < 9 > 耐用年数の過ぎた学校プールは、建て替え計画を作成し、あわせてプール水質浄化装置未設置校をなくすこと。また、水の入れ替え回数を元に戻すこと。
- < 10 > 全ての学校に専任の司書を配置し、きめこまかな読書指導を行うこと。当面市独自に司書を配置し、子供たちが気軽に図書館に来れるようにすること。

## 《3》 青少年の健全な育成について

- < 1 > 学校や登下校時の子供たちの安全確保について
  - (1) 子供達が自分で身を守る体験学習 CAP プログラムを毎年度、各学校で実施すること。
  - (2) 登下校時の安全確保や交通安全のため、交通専従員を増員すること。
- < 2 > 1中・6中の統合にあたっては、中学校の特性に配慮し再検討すること。
- < 3 > 基礎学力重視の教育を進めるため、30人学級の早期実現を国・府に強く求めること。  
ボーダー学級については、せめて市独自に教員を配置すること。
- < 4 > 軽度発達障害児（LD・ADHD など）が在籍し、クラス運営が困難なクラスへ教員の加配を行うこと。
- < 5 > 2007年度から実施される特別支援教育について
  - (1) 国・府に対し、特別支援学校の増設・センター的機能をもつための教職員への増加を求めること。
  - (2) 各学校に配置される特別支援教育コーディネーターは専任の教員を配置すること。
  - (3) LD・ADHD などに対応する通級指導教室を設置すること。
- < 6 > 大阪府に対して高校統廃合をおこなわないよう強く求めること。

- < 7 > 不登校対策として、大阪府の支援協力員が配置されていない中学校にも市独自に配置すること。また、生活指導加配、若年嘱託教員制度の復活を府に求めること。
- < 8 > 深刻なイジメ対策として、実態を把握し機敏に対処すること。
- < 9 > 第三者機関「子ども権利オンブズパーソン」制度を設置すること。
- < 10 > 就学援助制度の現状を維持し後退させないこと。
- < 11 > 学校での「日の丸」「君が代」の強制については、06年9月の東京地裁判決でも「少数者の思想、良心の自由を侵害する」として違憲だという判決をだしており、教育委員会は強制しないこと。

#### < 12 > 放課後児童健全育成事業の拡充について

- (1) 放課後健全育成事業は、民間委託せず市直営で行うこと。また、定員を40名とし複数学級にすること。
- (2) 重度の障害児も学童保育に入所できるように指導員の加配をおこなうこと。
- (3) 児童クラブのクラブ費徴収にあたっては、非課税世帯や第2子減免を実施すること。

#### < 13 > 07年度策定する「放課後子どもプランについて」

- (1) 「放課後健全育成事業」と「地域子ども教室推進事業」は、目的・内容も別々のものであり一体化させないこと。
- (2) 「地域子ども教室推進事業」は、放課後の安全対策として重要でありボランティア任せにせず、専任の指導員を配置すること。また、平日・土曜日開設すること。
- (3) プラン策定にあたり、策定委員会を設置し、保護者や地域の代表などを入れること。

#### 《4》 文化・スポーツの発展のために

- < 1 > 市民が身近に利用できる社会教育施設については、市内全域のバランスを勘案して配置すること。
- < 2 > 二島分館については正規の公民館として位置づけるとともに、建替えや必要な人員配置をおこなうなど、機能の充実をはかること。
- < 3 > 老朽化した市立体育館の大規模改修をおこなうこと。
- < 4 > 勤労者・学生を含め、青少年が気軽に利用できるスポーツ施設の整備につとめること。
- < 5 > 門真市民プラザで脇田生き生きルームや沖青少年センターの利用申し込みができるようにすること。
- < 6 > 門真市民プラザの運営にあたっては運営協議会などを設置し、市民参加で幅広い意見を尊重し、すすめること。
- < 7 > 中央小学校の跡地活用については、市民の声を尊重し、市民参加で決定すること。また、グラウンド・体育館は引き続き市民に解放すること。
- < 8 > 中国帰国子女及び外国人の受け入れに対する、支援体制の整備をはかること。
  - (1) 市内の小中学校への編入にあたっては、一定期間、日本語・日本の生活習慣・日本文化等について学習の機会を設けること。
  - (2) 小、中学校への外国語通訳の配置を敏速にすすめること。

(3) 国・府に対し、必要な人的・財政的措置をとるよう、強く要請すること。

#### [4] まちづくり

##### 《1》生活環境を良くし住みよいまちを

- < 1 > 市民こそ主人公の立場から、市民参加でまちづくりの理念を盛り込んだ「まちづくり条例」を制定すること。
- < 2 > 防犯灯の設置及び推持補修への補助額をアップすること。
- < 3 > 自治会館建設への補助等を拡充し、自治会の負担を軽減すること。
- < 4 > 街路灯を計画的に設置すること。
- < 5 > 市民の安全を確保するため、地域に密着した交番や派出所への人員配置の一層の充実を大阪府に求めること

##### 《2》南部地域整備について

- < 1 > 唯一自然が残された北島市街化調整区域は、広域防災空地として、また、田畑や水路を生かし、市民が憩える水とみどりと先人の歴史が学べるように地域地権者の協力も得ながら広域公園計画に取り組むこと。

##### 《3》安全最優先の災害に強いまちづくりを

- < 1 > 幼稚園・保育施設など、公共施設の耐震診断計画を立て、実施すること。
- < 2 > 消防力の強化をはかるとともに、耐震防火水槽の設置について府基準の600メートルに1ヶ所をめざすこと。

##### 《4》第2京阪道路計画について

- < 1 > 下部工事説明が終了していない沿線住民に対しては、納得できるまで、繰り返し行うこと。今後の上部工事に向けて、住民と合意ができるまで進めないこと。
- < 2 > 開通予測で再アセスと現況調査を「三角地帯」も含め行うよう事業者を求めること。
- < 3 > 大気汚染観測局を「三角地帯」付近に配置すること。
- < 4 > 基礎構造でシェルター取り付けができる設計となっている。第2京阪沿道には学校、病院、老人ホームなどがあり住民の健康に支障がないようにシェルターをとりつけるなどの環境対策を図ること。
- < 5 > 生活圏・通学圏・営業圏・営農圏などに支障を及ぼさないよう十分な対策について検討すること。

##### 《2》公共下水道の整備促進と浸水対策について

- < 1 > 普及率100%への整備計画を明らかにし、当分の間事業化が困難な地域については、合併処理浄化槽設置の補助制度を設けること。
- < 2 > 既存の水路の保全、活用など抜本的な浸水対策をとること。
- < 3 > 北島市営住宅跡地及び桑才市営住宅跡地に貯留池を設置すること。
- < 4 > 水路の整備については、親水機能をもたせビオトープ（水辺再生）をはかること。

### 《3》 公園・みどりの拡充について

- < 1 > 「門真市緑の基本計画」を着実に実行するための、公園整備計画を策定し、住宅密集地域を優先に、緑の防災公園づくりを計画的にすすめること。
- < 2 > 道路とその空間地を活用し、緑化を促進すること。学校等公共施設を生かした周辺の緑化をはかること。
- < 3 > 小路市営住宅跡地は、地元の意向を尊重しつつ公園にすること。
- < 4 > すべての公園、児童遊園に手洗い場、都市公園にトイレを設置すること。

### 《4》 門真市における市営住宅について

- < 1 > 岸和田市営住宅跡地に市民のつどえる施設をつくること。
- < 2 > 市営住宅の家賃の減免申請については誠実に適応すること。
- < 3 > 高齢者・障害者むけの市営住宅の建設を促進すると同時に、民間借家の借上げを行い、住宅需要にこたえること。

### 《5》 道路・交通安全対策について

- < 1 > まちのバリアフリー化について
  - (1) 道路をバリアフリーの観点から整備すること。また、水路のふた架け歩道の安全性を確保すること。
  - (2) 「門真市交通バリアフリー基本構想」に基づいて着実に事業化を図ること。
  - (3) 寝屋川市において基本構想が策定されている萱島駅について、門真市側にもエレベーターを設置すること。
- < 2 > 門真南駅と市内アクセス（バス路線）の充実をはかるとともに、大和田茨田線にバス路線を新設するよう京阪バスに要請すること。また、コミュニティバス（タウンくる）の導入をはかること。
- < 3 > モノレールの門真市駅よりの南伸を大阪府に働きかけをすること。

### 《6》 公害対策・環境衛生事業について

- < 1 > 「古川」浄化の取組みを一層すすめること。
- < 2 > 生産から消費までのあらゆる段階におけるゴミの減量化を図り、同時にゴミ収集の有料化はおこなわないこと。
- < 3 > 事業系ゴミの早期の8種分別移行等、事業所に対する指導を強めること。
- < 4 > 市内におけるダイオキシンの実態把握を適切におこない、必要な対策をとること。
- < 5 > 府とも連携を取り、野焼き防止をはかること。
- < 6 > ダイオキシン等の環境センター周辺、民間焼却場周辺の定期的な土壌・水質・大気調査を実施すること。
- < 7 > 工場跡地等の土壌汚染についての実態を調査すること。

[ 5 ] 憲法をくらしに生かし、情報の公開、公正で民主的な行財政運営の確立を

- 《1》 国や府による自治体への介入や統制に反対し、市民とともに地方自治を守ることについて
- < 1 > 国の三位一体改革については地方自治体の負担増とならないよう、国に対して強く求めること。
  - < 2 > 門真市行財政改革大綱及び推進計画の具体化にあたっては、市民への説明会及び、意見聴取を行い、反映させること。
  - < 3 > 指定管理者の選定にあたっては、市長、議員及びその親族の関与する企業・団体は除くこと。
- 《2》 政治倫理条例の制定、情報公開条例の民主的運用など、公正で民主的な行政運営の確立について
- < 1 > 不正腐敗の再発防止策として、公正な行政運営を保障するための政治倫理条例をすみやかに制定すること。
  - < 2 > 情報公開条例については、原則公開の理念をいっそう尊重した運用をはかること。
  - < 3 > 新たな事業の策定にあたって、パブリックコメントの実施を位置づけること。
  - < 4 > ホームページの充実について以下の項目の新設などをおこない、市民により開かれた市政運営をおこなうこと。
    - (1) 市民からのさまざまな要望を受け入れる「市長へのメール」や「市長への意見箱」を設けること。
    - (2) 国民健康保険料の減免制度など、市のあらゆる減免制度を掲載すること。
  - < 5 > 市の各種審議会・行政委員会の人選にあたっては、市民の声が公正に反映するよう、広く人材を登用すること。
  - < 6 > 安易な随意契約をおこなわず入札制度については、引き続き研究のうえ改善をはかること。
- 《3》 女性の地位向上及び社会進出について
- < 1 > 女性職員の管理職登用をはかること。
  - < 2 > 審議会委員の女性の割合を引き上げること。
- 《4》 公正民主的な行財政運営について
- < 1 > 自動車の借り上げを廃止し、タクシーチケット制に移行すること。
  - < 2 > 人権協会などの団体への負担金・補助金を廃止すること。
  - < 3 > もっぱら選挙活動に利用されている宗教施設については、非課税措置を改めること。
- 《5》 各種公共料金など市民負担の軽減について。
- < 1 > 安易な各種公共料金の引き上げを行わないこと。
  - < 2 > 固定資産税については、現行の減免を充実させること。
  - < 3 > 水道料金の福祉減免制度を導入すること。
- 《6》 地方自治拡充のための財源確保について
- < 1 > 大企業に対する優遇税制の抜本的見直しを求めること。



- < 2 > 事業所税の課税対象地域の拡大を求め、門真市も対象地域となるよう強く働きかけること。
- < 3 > 借入金の過大な利子を減らすため、公的金融機関・市中銀行を問わず借り入れ利率の引き下げ、繰上げ償還に引き続き努めること。